

4. くらし

地球温暖化を防ぐため市民生活でも積極的な取り組みが求められています。毎日家庭から出るごみの分別や減量化など身近な取り組みが大切です。

(1) ごみの収集

◆ごみの種類とごみの出し方

ごみは収集日の朝8時30分までに、決められた「ごみ集積所」に分別して出してください。

なお、パソコンやエアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）は資源有効利用促進法及び家電リサイクル法対象品となりますので、ごみ集積所へは出せません。詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

※収集日は、ごみカレンダーで必ず確認してください。

※ごみ指定袋には、お名前を記入して出してください。



◆ごみ指定袋について

・家庭用ごみ指定袋の種類

種 類	大 小	大 き さ	販 売 価 格 (1 0 枚 単 位)
可 燃	小袋	20リットル	200円
	中袋	30リットル	300円
	大袋	45リットル	450円
不 燃	中袋	30リットル	300円
	大袋	45リットル	450円

・家庭用ごみ指定袋の販売・購入

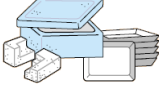


ごみ指定袋販売登録店で販売しています。



※ごみ指定袋登録販売店は湖北広域行政事務センターホームページ

(<http://www.kohoku-kouiki.jp/>) などに、販売登録店リストを掲載しています。

分別区分	主な種類	収集回数	出し方・注意事項
<p>可燃ごみ</p> 	<p>生ごみ、紙くず、木くず、ぬいぐるみ、紙おむつ、テープ、汚れの落ちない柔らかいプラスチック類など</p>	<p>週2回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみは指定袋に入れてください。 ・生ごみは、水切りをしてください。 ・長い物は長さ50cm・太さ5cm以内に切断し、指定袋に入れてください。
<p>不燃ごみ</p> 	<p>硬いプラスチック製品、電球、陶磁器、金属類、小型電気製品、履物、かばん、など</p>	<p>月1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ指定袋に入れてください。 ・傘などの長い物は一部分が指定袋からでてかまいません。 ・瓦・レンガなどガレキ類は、集積所には出せません。
<p>粗大ごみ</p> 	<p>机、布団、自転車、畳、障子、タンスなど</p>	<p>年2回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず指定のエフを付け集積所へ出してください。 ・「エフ」には必ず名前を記入してください。（「エフ」は当該年度のみ有効） ・重さは1品目あたり60kg程度までです。 ・数は年間各家庭6品目までです。
<p>資 源 ご み</p>	<p>ガラスびん</p>  <p>清涼飲料水・ジュース、ジャム、コーヒー、調味料などの飲食用びんに限る。</p>	<p>月2回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップは取ってください。 ・びんの中を軽く水洗いしてください。 ・びんは無色透明、茶色、その他に分けてコンテナに入れてください。 ・ビール瓶などは販売店に引き取ってもらってください。 <p>※化粧品のびん、耐熱ガラス製品、食器、ガラスなどは不燃ごみに出してください。</p>
	<p>使用済み乾電池</p>  <p>アルカリ・マンガン電池、ボタン電池、小型充電式電池など</p>	<p>月2回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「使用済み乾電池」のコンテナに入れてください。 ・不燃ごみに入れしないでください。

	分別区分	主な種類	収集回数	出し方・注意事項
資 源 ご み	ペットボトル 	酒類、ジュース、清涼飲料水、コーヒー、お茶、しょうゆ、みりんなど	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップはプラスチック製容器包装に出してください。 ・容器の中を軽く水洗いしてください。 ・ソース、サラダ油などの汚れが落ちない容器は可燃ごみに出してください。 ・「ペットボトル」と表示されたコンテナに入れて下さい。 ・なるべくつぶして出してください。
	紙パック 	牛乳、ジュース、清涼飲料水など	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・容器の中を軽く水洗いしてください。 ・内側が白色のものに限ります。 ・酒のパックなどで、内側がアルミ風にコーティング使用されているものは可燃ごみに出してください。 ・「紙パック」と表示されたコンテナに入れてください。
	空き缶 ※飲食用缶 	酒類、清涼飲料水、ジュース、お茶、コーヒー、香辛料、海苔、缶詰など飲食用缶（スチール缶・アルミ缶）	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・軽く水洗いしてください。 ・ボトル缶のキャップは不燃ごみに出してください。 ・スチール缶・アルミ缶を分ける必要はありません。
	スプレー缶 	カセットボンベ・ヘアスプレー・スプレー式の缶・塗料缶・ガソリン携行缶など	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・完全に中身が空であることを確認してください。 ・プラスチック製のキャップをとって、穴をあけガスを抜いてから出してください。 ・「スプレー缶類」と表示された回収容器に入れてください。 ・スプレー缶の容器がプラスチック製の場合は穴をあけ不燃ごみに出してください。 <p>※穴をあけるときは、屋外など風通しがよく、火気のない場所で行ってください。</p>

	分別区分	主な種類	収集回数	出し方・注意事項
資 源 ご み	発泡 スチロール 	食品用トレイ、発泡スチロール製保冷箱（有色可）など	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・容器の中を軽く水洗いしてください。 ・「発泡スチロール」と表示されたコンテナに入れてください。 ・大きい物は、おおむね 30cm 立法角程度にして出してください。 ※「有色トレイ」はプラスチック製容器包装に出してください。
	古紙 	新聞紙（新聞の折り込みチラシ含む） ダンボール（ダンボール・厚紙・ボール紙・菓子箱・紙筒類） 雑誌・チラシ（週刊誌・単行本・カタログ・ノート・紙袋・はがきなど）	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシの3種類に分けてください。 ・新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシごとにまとめ、ひもで十文字にくくってください。（新聞の折り込みチラシに限り新聞紙とまとめても収集します） ・ダンボールは1m以内に折りたたんでください。 ・菓子箱や紙筒類は一緒にくくってダンボールとして出すか、紙袋に入れてひもでくくって出してください。
	古布 （古着） 	衣類全般（和服・革製品を含む）	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯してから出してください。 ・汚れ、破れ、傷みのひどいもの、ぬれているものは出さないでください。 ・毛布・タオルケットなどは透明の袋に入れるか、1メートル程度に折りたたんで、ひもで十文字にくくってください。 ・安全ピン・針等は取り除いてください。
	蛍光管 	直筒形・環形・電球形・コンパクト形の蛍光管	年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの収集日に出してください。 ・蛍光管のみを割らずに、回収容器に入れてください。・割れた蛍光管は不燃ごみに出してください。
	ライター 	ライター・金属製のオイルライター・着火ライターなど	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ライターと表示された回収容器に出してください。 ・使い切って出してください。 ・割る必要はありません。

分別区分		主な種類	収集回数	出し方・注意事項
資源 ごみ	プラスチック 製容器包装 	卵のパック、プリン、インスタント食品、コンビニ弁当などの容器など 	月2回	・透明の袋に入れ口を縛って出してください。 ※出せないもの ・プラスチック製のおもちゃ、洗面器・バケツ歯ブラシ・ストローなど ・洗って汚れの落ちないもの ・紙製の容器包装のもの

◆ごみを直接持ち込むとき ※平日と毎月第4日曜日

直接、ごみを持ち込むときは、下記の施設へ持ち込みください。

【受付時間】 午前8時30分～正午・午後1時～午後4時30分

【休業日】 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

【料金】 ※可燃・不燃ごみは指定袋での持込みは無料

家庭用 可燃・不燃共通 10kgまでごとに80円

事業用 可燃のみ受付 10kgまでごとに190円

持ち込み先	ごみの種類	所在地	電話番号
クリスタルプラザ	可燃・資源（一部）	八幡中山町200	62-7141
クリーンプラント	不燃・粗大	大依町1337	74-3377
伊香クリーンプラザ	可燃・不燃・資源（一部）・粗大	西浅井町沓掛1313-1	88-0088

環境保全課	65-6513	湖北広域行政事務センター業務課	62-7143
北部合同庁舎くらし窓口課	82-5901		

（2）上水道

[各種届出について]

新しく水道を使用したい時や廃止したいとき、また水道使用者や所有者の名前・住所を変更したいときは、下記の間合せ先にご連絡ください。

[料金・加入金]

地域やメーターの口径で金額が異なります。詳しくは、下記の間合せ先にご確認ください。



[水道料金の口座振替日]

メーター検針月の翌月の5日（2か月ごとの請求です。）

休日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。

長浜水道企業団	62-4101
---------	---------

(3) 下水道

下水道の使用を開始されますと、使用水量に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。使用料は、下水道管の清掃・修理などの維持管理や終末処理場での汚水の処理費用に充てられます。

[各種届出について]

下水道の使用開始、休止、名義変更するとき、井戸利用の方で使用人数に変更があったときは、必ず届け出てください。（電子申請での手続きも可能です。）

[下水道料金]

下水道料金は、下記の表のとおりです。詳しくは、下記の間合せ先にご確認ください。

種 別	使用料（1か月につき）		※消費税を含まない	
	基本汚水量	基本料金	超過汚水量	超過料金
				1 m ³ につき
一般排水	10 m ³ まで	1,229 円	11 m ³ ～ 30 m ³	135円
			31 m ³ ～ 50 m ³	147円
			51 m ³ ～100 m ³	153円
			101 m ³ ～250 m ³	160円
			251 m ³ ～	172円
特定排水			751 m ³ ～	230円
公衆浴場排水	300 m ³ まで	9,709 円	301 m ³ ～	73円

[下水道料金の口座振替日]

メーター検針月の翌々月の5日（2か月ごとの請求です。）

休日の場合は翌営業日が口座振替日となります。

下水道総務課	65-1600	長浜水道企業団	62-4101
--------	---------	---------	---------

(4) 犬を飼うとき

[犬の登録]

- ・生後91日以上の犬は、必ず登録してください。犬の登録は、最寄りの動物病院、または、環境保全課、北部合同庁舎くらし窓口課で行っています。
- ・登録すると「犬の鑑札」を交付しますので、必ず首輪に取り付けてください。
- ・登録した犬が死亡したとき、飼い主の氏名が変わったときは、速やかに環境保全課、または、北部合同庁舎くらし窓口課に登録内容の変更を届け出てください。

[狂犬病予防注射]

- ・生後91日以上の犬の所有者は、毎年1回、犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。予防注射は最寄りの動物病院で実施しています。
- また、毎年4月～5月にまちづくりセンターなど市内各所でも予防注射を受けられる日を設けます。詳しくは、広報や市ホームページなどでお知らせします。
- ・注射済みの犬には「注射済票」を交付しますので、「犬の鑑札」と同様に首輪に取り付けてください。

[犬の飼い方]

- ・必ず犬の首輪に「犬の鑑札」と「注射済票」をつけてください。
- ・犬の放し飼いはやめてください。
- ・むだ吠え等で近所に迷惑をかけないように、きちんとしつけてください。
- ・散歩中にフンをしたときは、必ず持ち帰ってください。



環境保全課	65-6513	北部合同庁舎くらし窓口課	82-5901
-------	---------	--------------	---------

(5) 消費生活相談

消費生活で分からないこと・困ったことがあれば相談員が商品やサービスなど、暮らしに関する相談や苦情を聞き、解決するためのお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

【相談窓口】 月～金曜日 午前9時～午後4時（祝日・年末年始は休み）

【場 所】 長浜市役所環境保全課内・消費生活相談室

消費生活相談室	65-6567
---------	---------

(6) 市営住宅

市営住宅は、住宅に困っている所得の低い人のために、公営住宅法に基づき市が整備し、管理・運営する賃貸住宅です。家賃は入居者の収入や住宅の規模などにより決定します。

市営住宅の入居者募集は、空家の状況に応じて行います。募集は、広報ながはまや市ホームページなどでお知らせします。

※募集期間以外は、申し込みできません。



◆ 市営住宅の入居条件 ◆

市営住宅に入居できるのは、次の（１）～（８）の要件をすべて満たしている人です。

- （１）市内に住所を有するか市内の事業所などに勤務し、市町村税及び国民健康保険料（税）の滞納がないこと。
- （２）同居する、または同居しようとする親族がいること。（婚姻関係と同様の人や、入居指定日から３カ月以内に同居が可能な婚約者を含む）
※ただし、６０歳以上の人や身体しょうがい者（１～４級）の方などは、単身で入居できる住宅もあります。
- （３）収入月額が１５８,０００円以下であること。
※ただし、６０歳以上の世帯や身体しょうがい者のいる世帯あるいは小学校就学前の子供がいる世帯などは、収入月額の上限が２１４,０００円となります。
- （４）現に住宅に困っていること。
- （５）申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと。
- （６）原則として、家屋（共有物件を含む）を所有していないこと。
- （７）長浜市市営住宅、長浜市改良住宅、長浜市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設の使用にかかる債務を滞納していないこと。
- （８）長浜市市営住宅、長浜市改良住宅、長浜市特定公共賃貸住宅を市の明渡請求により退去したことがないこと。

※長浜市内に県営住宅もあります。（４月、７月、１０月、１月募集。）

○公募による提供（定期（年４回））

４月、７月、１０月、１月募集

○空家の状況によっては長浜市内の県営住宅が募集されないこともあります。

問合わせ先：滋賀県営住宅管理センター（TEL：０７７－５１０－１５００）

住宅課	６５－６５３３
-----	---------